

国際税務ミニコラム

Let's have a break!

国際特別委員会

退職後も引き続き海外存住する海外出向者に支給する退職金については、多額の還付申告が発生する可能性！

～ 還付申告の提出をお忘れなく ～

海外子会社への出向などあまり珍しくもない昨今、出向社員が海外勤務地のまま定年退職する場合も考えられます。

日本に帰任した後に退職する場合は居住者なので、他の社員と同様に所得税と住民税が源泉徴収されます。

一方、海外在住のまま退職する場合には、日本の非居住者に該当し、住民税は徴収されないものの、国内勤務期間に対応する退職金（国内源泉所得）に対して一律20.42%の所得税が源泉徴収されます。

国内の勤続期間が長いにもかかわらず、たまたま退職時に海外在住であった場合には多額の所得税が徴収されます。

つまり、退職時の居住場所の違いと国内勤務時間の長短により、所得税の負担額に大きな差が生じてしまうことがあります。

この不合理な差を調整するため、所得税法171条（退職所得についての選択課税）を規定し、非居住者を居住者として計算した税額だけを負担すればよいとする「選択課税」制度が設けられています。

手続きについては、所得税法173条に規定されており、退職金の支払いを受けた年の翌年1月1日以後に確定申告することにより、居住者として支払いを受けたものとみなして計算した所得税額と比べて多く源泉徴収された税額の還付を受けることができるということとなっています。

以上の取扱いを踏まえ、顧問先が海外在住者への退職金を支払う場合についての税理士として押さえておきたいポイントを確認します。

1 受給者の居住者・非居住者の判定退職金が海外出向社員に支払われる場合には、日本に帰任

するかどうか確認し、居住者・非居住者を判定する。

2 国内勤務期間の退職金等の計算

非居住者に該当した場合には、国内勤務期間に対応する退職金額を算出し、その金額の20.42%を源泉徴収するよう指導する。

3 「退職所得の選択課税」の説明

受給者が確定申告により「退職所得の選択課税」し、還付を受けることができる旨教示する。次に非居住者に対する退職金の課税を具体例で説明します。

【事例】

退職時－海外在住

勤続年数 10年

退職金支払総額 10,000,000円

うち国内勤務 7,000,000円

【退職金支払い時・源泉徴収税額】

7,000,000円×20.42%＝1,429,400円A

【確定申告「退職所得の選択課税」】

退職所得控除額 4,000,000円

(40万円×10年)

退職所得 3,000,000円

(7,000,000円－4,000,000円)

所得税（復興含む）額 206,752円B

還付金額（A－B） 1,222,648円

なお、確定申告の「退職所得の選択課税」は国税庁ホームページに記載例があるので参照願います。

（国際特別委員会委員 木戸 哲哉）